



Nextone

使用料規程

平成 13 年 10 月 26 日届出
一部変更 平成 14 年 3 月 1 日届出
一部変更 平成 15 年 5 月 30 日届出
一部変更 平成 17 年 8 月 18 日届出
一部変更 平成 18 年 3 月 2 日届出
一部変更 平成 18 年 8 月 31 日届出
一部変更 平成 19 年 4 月 13 日届出
一部変更 平成 19 年 11 月 29 日届出
一部変更 平成 20 年 8 月 27 日届出
一部変更 平成 21 年 5 月 28 日届出
一部変更 平成 24 年 11 月 29 日届出
一部変更 平成 25 年 2 月 26 日届出
一部変更 平成 26 年 2 月 27 日届出
一部変更 平成 27 年 2 月 26 日届出
一部変更 平成 27 年 5 月 28 日届出
一部変更 平成 28 年 2 月 29 日届出

株式会社 Nextone イーライセンス事業本部

目 次

第 1 条	(目的)	2
第 2 条	(定義)	2
第 3 条	(利用許諾の区分)	3
第 4 条	(オーディオに関する利用許諾)	3
第 5 条	(ビデオグラムに関する利用許諾)	4
第 6 条	(ゲームソフトに関する利用許諾)	5
第 7 条	(インタラクティブ配信に関する利用許諾)	5
第 8 条	(映画録音に関する利用許諾)	10
第 9 条	(コマーシャル送信用録音に関する利用許諾)	10
第 10 条	(放送に関する利用許諾)	10
第 11 条	(有線放送に関する利用許諾)	12
第 12 条	(出版に関する利用許諾)	14
第 13 条	(貸与に関する利用許諾)	16
第 14 条	(業務用通信カラオケに関する利用許諾)	17
第 15 条	(演奏会における演奏に関する利用許諾)	18
第 16 条	(上演形式による演奏に関する利用許諾)	20
第 17 条	(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)	21
第 18 条	(ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)	34
第 19 条	(ビデオグラムの上映に関する利用許諾)	37
第 20 条	(映画上映に関する利用許諾)	38
第 21 条	(BGM に関する利用許諾)	40
第 22 条	(使用料規程が適用できない場合)	41

第 1 条 (目的)

本規程は、株式会社NexTone イーライセンス事業本部（以下「イーライセンス」といいます。）が、イーライセンスの名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものです。

第 2 条 (定義)

本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク (CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含みます。）に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。
- (2) 「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク (DVD、Blu-ray Disc及びHD DVDを含みます) など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。
- (3) 「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲーム（パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません）に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (4) 「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (5) 「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (6) 「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(10)に定める「業務用通信カラオケに関する利用許諾」に該当するものは除きます。
- (7) 「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(5)に定める「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」に該当するものは除きます。

- (8) 「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。
- (9) 「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。
- (10) 「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。
- (11) 「演奏会に関する利用許諾」とは、演奏会（コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物）において演奏することの許諾をいいます。
- (12) 「その他の演奏等に関する利用許諾」とは、本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。

第 3 条 （利用許諾の区分）

著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。

- (1) オーディオに関する利用許諾
- (2) ビデオグラムに関する利用許諾
- (3) ゲームソフトに関する利用許諾
- (4) 映画録音に関する利用許諾
- (5) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾
- (6) インタラクティブ配信に関する利用許諾
- (7) 放送・有線放送に関する利用許諾
- (8) 出版に関する利用許諾
- (9) 貸与に関する利用許諾
- (10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾
- (11) 演奏会における演奏に関する利用許諾
- (12) その他の演奏等に関する利用許諾

第 4 条 （オーディオに関する利用許諾）

- 1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物（以下「CD等」といいます。）1枚（本）著作物1曲（なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。）につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。

- (1) 市販用の CD 等
 - ① CD 等に定価の明示がある場合

CD等の定価（消費税別）の6%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額または7円90銭のいずれか多い額とします。

② CD等に定価の明示がない場合

著作物1曲につき7円90銭とします。

(2) その他のCD等

(1)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とします。

2. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（オルゴール、ICメモリーを含みますがこれらに限られません。）の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第5条（ビデオグラムに関する利用許諾）

1. ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額または3円50銭のいずれか多い額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。

(1) 市販用のビデオグラム

$$\text{当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間（注1）}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間（注2）}}{\text{著作物の累計利用時間（注3）}}$$

(注1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいいます。

(注2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいいます。

(注3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものとをいいます。

(2) 劇場用映画のビデオグラム

本項(1)の定めにかかわらず、劇場用映画（テレビドラマ、テレビ映画を含みます。）をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格（消費税別）に1.75%を乗じた額とします。

(3) その他のビデオグラム

本項(1)及び(2)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とします。

2. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（動画表示機能付き玩具を含みますがこれらに限られません）の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第6条（ゲームソフトに関する利用許諾）

ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第7条（インタラクティブ配信に関する利用許諾）

1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。

(1) ダウンロード形式

① 楽曲データ

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

利用形態	情報料あり	情報料なし
通常	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%または7円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7円50銭
着信音再生専用データ (再生時間45秒以内)	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%または5円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円

② 音声番組

音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。ただし、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定します。

情報料あり	情報料なし
1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.5%もしくは7円50銭、または3円75銭に1音声番組中におけるイーライセンスの管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり7円50銭または3円75銭に1音声番組中におけるイーライセンスの管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額

③ サブスクリプション

サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。

利用形態	使用実績 報告の有無	情報料または広告料等の 収入あり	情報料及び広告料等の 収入なし
通常	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8% または78円に月間の総加入者数を乗じた 額のいずれか多い額に、著作物の使用実 績記録で証されるイーライセンスの管理 する著作物のリクエスト回数をイーライ センス以外の者が管理する著作物を含む 全著作物のリクエスト回数で除して得ら れる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、 著作物の使用実績記録で証されるイー ライセンスの管理する著作物のリクエ スト回数をイーライセンス以外の者が 管理する著作物を含む全著作物のリク エスト回数で除して得られる割合を乗 じた額
	なし	月間の情報料及び広告料等収入の7.8% または78円に月間の総加入者数を乗じた 額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額
携帯電話用 再生専用 データ	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8% または31円20銭に月間の総加入者数を乗 じた額のいずれか多い額に、著作物の使 用実績記録で証されるイーライセンスの 管理する著作物のリクエスト回数をイー ライセンス以外の者が管理する著作物を 含む全著作物のリクエスト回数で除して 得られる割合を乗じた額	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた 額に、著作物の使用実績記録で証される イーライセンスの管理する著作物のリ クエスト回数をイーライセンス以外の 者が管理する著作物を含む全著作物の リクエスト回数で除して得られる割合 を乗じた額
	なし	月間の情報料及び広告料等収入の7.8% または31円20銭に月間の総加入者数を乗 じた額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた 額

④ 特定ゲーム用音楽データ配信

ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム（多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」といいます。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除きます。）に用いる音楽データ（以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。）をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%または5円90銭のいずれか多い額
情報料がなく広告料等の収入あり	1曲1リクエスト当たり5円
情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たり4円30銭

ただし、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下のとおりとします。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいいます。

1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額

なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、本項(2)①を適用します。また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとします。

⑤ 歌詞・楽譜等の可視的利用の場合

ダウンロード形式または、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

情報料あり	情報料なし
1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7.5円

(2) ストリーム形式

① 楽曲データ

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。なお、下記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とします。ただし、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しないものとします。

利用形態	使用実績報告の有無	情報料または広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
通常	あり	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数をイーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービスあたり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、イーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1サービスあたり、1,000円
ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合	あり	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数をイーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービスあたり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、イーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1サービスあたり、750円

② リングバックトーン

リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%または2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とします。

③ 歌詞・楽譜等可視的利用の場合

データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間本項(2)①の規定を適用するものとします。

2. 本条に定める「インタラクティブ配信に関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- (1) 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいいます。
- (2) 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内（ただし、本規定に別段の定めがある場合を除きます。）のものをいいます。
- (3) 「音声番組」とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものを除きます。）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をいいます。
- (4) 「サブスクリプション」とは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置（ただし書き適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含みます。）において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいいます。ただし、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送または複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、または、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなします。
- (5) 「サービス」とは、1ウェブサイト（記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをいいます。）において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいいます。
- (6) 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいいます。
- (7) 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含みます。
- (8) 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいいます。
- (9) 「使用実績記録」とは、イーライセンスの管理する著作物及びそのリクエスト回数、イーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。

- (10) 「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいいます。
- (11) 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。
- (12) 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができるものとします。ただし、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要します。
- ① レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
 - ② 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合
 - ③ 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合
- (13) 第1項(1)及び(2)の定めにかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式またはダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。

第 8 条 （映画録音に関する利用許諾）

映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 9 条 （コマーシャル送信用録音に関する利用許諾）

コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 10 条 （放送に関する利用許諾）

1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

- (1) 全国放送について

利用時間	使用料額
5分まで	60,000円
5分までを超えるごと	60,000円

(2) 放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものとします。

2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。
3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定めます。
4. 衛星放送を行う一般放送事業者（受託放送事業者を除きます。）が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとします。

区分	チャンネルの内容	使用料額
①	主として音楽番組のチャンネル	2.25%
②	総合編成のチャンネル	1.5%
③	ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%
④	主として音楽番組のチャンネル	5,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑤	総合編成のチャンネル	3,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑥	ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,500,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

- 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定めるものとします。
- 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送する場合（自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。）、当該放送にかかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定めるものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるものとします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

- 第1項の規定を適用する場合で、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とします。

第11条（有線放送に関する利用許諾）

- 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。

2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円

(3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとします。
- ② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。
- ③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額（消費税を含まないもの）をいいます。
- ④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。
- ⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議の上、本条第2項(1)及び(2)の規定の範囲内において定めるものとします。

3. 有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV事業者」といいます。）が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該

年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料

当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。

② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料

次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000世帯まで	30,000円
3,000世帯まで	50,000円
5,000世帯まで	80,000円
10,000世帯まで	100,000円
10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。

1曲1回のCATV放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円
利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円

第12条 (出版に関する利用許諾)

1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

① 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税別）の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一部がイーライセンスの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて

得た額とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規定によるものとします。

- ② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

(2) 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

10,000部 まで	50,000部 まで	100,000部 まで	300,000部 まで	500,000部 まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える 場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

(3) その他の出版物等

- ① ピースなど本項(1)または(2)以外の出版物で、その内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税別）の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、出版物に利用される著作物の一部がイーライセンスの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規定によるものとします。
- ② 本項(3)①以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

2. 前項(1)①ただし書き及び(3)①ただし書きの規定にかかわらず、ある著作物の占めるページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対するイーライセンスの管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができるものとします。

3. 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができるものとします。
4. 第1項の規定にかかわらず、コマーシャルに利用することを目的とするものの場合（雑誌広告、新聞広告、看板広告、車内広告、ラッピング広告、アドバルーン広告を含みますがこれらに限られません。）の使用料の額は、委託者が定めるものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含みますがこれらに限られません。）の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 13 条 （貸与に関する利用許諾）

1. 商業用レコード（以下レコード）の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。
2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - (1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円に、レコードの貸与による月間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用率を乗じて得た額とします。
 - (2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に36円を乗じて得た額または90,000円のいずれか多い額に著作物利用率を乗じて得た額とします。
3. 第2項によらない場合
 - (1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。
 - (2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。
4. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作物がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6 / 12とします。また、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。
5. 著作物利用率とは、そのレコードに含まれている、イーライセンス管理以外の著作物を含む全著作物数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物を計算します。
6. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額（消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。）をいいます。
 - (2) 「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。
 - (3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。
 - (4) 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。

第 14 条 （業務用通信カラオケに関する利用許諾）

1. 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の(1)及び(2)によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とします。本条において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除きます。）及び公衆送信に係るものを含むものとします。

(1) 基本使用料

① 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数（業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいいます。）によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

アクセスコード数	月額使用料
500 コードまで	50,000 円
1,000 コードまで	100,000 円
2,000 コードまで	200,000 円
3,000 コードまで	300,000 円
4,000 コードまで	400,000 円
5,000 コードまで	600,000 円
6,000 コードまで	800,000 円
7,000 コードまで	1,000,000 円
8,000 コードまで	1,200,000 円
9,000 コードまで	1,400,000 円
10,000 コードまで	1,600,000 円
12,000 コードまで	1,800,000 円
14,000 コードまで	2,000,000 円
16,000 コードまで	2,200,000 円
18,000 コードまで	2,400,000 円
20,000 コードまで	2,600,000 円
20,000コードを超える場合2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円

② ①によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円とします。

(2) 利用単位使用料

① 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバ、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」といいます。）1台につき1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額または950円のいずれか多い額（情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額または650円のいずれか多い額）に利用者との協議の上定める率を乗じて得た額とします。

② ①によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問いません）ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とします。

2. 第1項に基づき算出された、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とします。
3. 第1項(2)①の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価（消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。）をいいます。
4. 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入（いずれの名義をもってするかを問いません。）に170%を乗じた額を情報料とすることができるものとします。
5. 第1項(1)②または第1項(2)②の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはイーライセンスの管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とします。
 - (2) 歌曲において歌詞がイーライセンスの管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とします。
6. 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができるものとします。

第15条（演奏会における演奏に関する利用許諾）

1. 演奏会（コンサート、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物をいいます。以下同じ。）における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。

- ① 入場料がある場合の使用料は、以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算式
1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用率を乗じて得た額
2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額
3	2,500円

- ② 入場料がない場合の使用料は、以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額
2	2,000円

- (2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

- ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとします。

- (ア) 入場料がある場合の使用料

総入場料算定基準額の0.5%の額または(イ)に定める額のいずれか多い額とします。

- (イ) 入場料がない場合の使用料

下表のとおりとします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、200円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100名まで	250円
500名まで	300円
1,000名まで	400円

- ② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

2. 「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するイライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。

3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第 16 条 （上演形式による演奏に関する利用許諾）

1. オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等の上演形式による演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

- (1) 公演 1 回ごとの使用料は、次のとおりとします。

- ① 入場料がある場合の使用料

以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算式
1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用率を乗じて得た額
2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額
3	2,500円

- ② 入場料がない場合の使用料

以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が「2 時間まで」の場合の金額に、その 25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額
2	2,000円

- (2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

- ① 利用時間が 5 分までの使用料は、次のとおりとします。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.5%の額または(イ)に定める額のいずれか多い額とします。

(イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとします。なお、定員が 1,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が「1,000 名まで」の場合の金額に、200 円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100名まで	250円

500名まで	300円
1,000名まで	400円

- ② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
2. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。
3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）

1. 演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。
- (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏の場合
- ① 催物の公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。
- (ア) 入場料がある場合の使用料
- 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算式
1	総入場料算定基準額の4%の額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
3	2,000円

- (イ) 入場料がない場合の使用料

以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に3円20銭を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	1,600円

- ② 本項(1)①によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
- (ア) 利用時間が5分までの使用料

(a) 入場料がある場合の使用料

総入場料算定基準額の0.4%の額または(b)に定める額のいずれか多い額とします。

(b) 入場料がない場合の使用料

下表のとおりとします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、160円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100名まで	200円
500名まで	240円
1,000名まで	320円

(イ) 利用時間が5分を超える場合の使用料

5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏の場合

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超える ごとに、定員が10,000 名までの場合の金額 に、入場料が無料の場 合は2,000円を、有料 の場合は4,000円を、 それぞれ加算します。
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、4,000円を加算します。									

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超える ごとに、定員が 「10,000名まで」の 場合の金額に、入場料 が無料の場合は100 円を、有料の場合は 200円を、それぞれ加 算します。
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が1,000円までの場合の金額に、200円を加算します。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(3) ファッションショー等の催物における演奏の場合

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超える ごとに、定員が 「10,000名まで」の 場合の金額に、入場料 が無料の場合は 2,000円を、有料の場 合は4,000円を、それ ぞれ加算します。
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、4,000円を加算します。									

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%額とします。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超える ごとに、定員が 「10,000名まで」の場 合の金額に、入場料が 無料の場合は100円 を、有料の場合は200 円を、それぞれ加算し ます。
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、200円を加算します。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏の場合

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、1,200円を加算します。									

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、100円を加算します。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏の場合

① 演奏場所1か所の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 入場料等がない場合

(a) 1か月の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

1か月の 延演奏時間	30時間 まで	45時間 まで	60時間 まで	75時間 まで	90時間 まで	105時間 まで	120時間 まで	135時間 まで	150時間 まで	150時間を超 える場合
使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円

(b) 1日の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

1日の 延演奏時間	1時間 まで	1時間30 分まで	2時間 まで	2時間30 分まで	3時間 まで	3時間30 分まで	4時間 まで	4時間30 分まで	5時間 まで	5時間を超 える場合
使用料額	1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

(イ) 入場料等がある場合

催物の内容により、第15条（演奏会における演奏に関する利用許諾）または第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の他の規定を適用し、算定するものとします。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 入場料等がない場合

(a) 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とします。

(b) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とします。また、利用時間が、10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、300円を加算した額とします。

(イ) 入場料等がある場合

催物の内容により、第15条（演奏会における演奏に関する利用許諾）または第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の他の規定を適用し、算定するものとします。

(6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏の場合

① 演奏場所 1 か所またはパレード 1 編成の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 演奏場所への入場料等がない場合における、1 か月及び 1 日の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

施設への入場料	1 か月の使用料額	1 日の使用料額
無料	12,000 円	900 円
1,000 円まで	40,000 円	3,000 円
2,000 円まで	60,000 円	4,500 円
3,000 円まで	80,000 円	6,000 円
3,000 円を超える場合	100,000 円	7,500 円

(イ) 演奏場所への入場料等がある場合

催物の内容により、第 15 条（演奏会における演奏に関する利用許諾）または第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の他の規定を適用し、算定するものとします。

② 本項(6)①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 演奏場所への入場料等がない場合

(a) 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

施設への入場料	使用料額
無料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

(b) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が「5 分まで」の場合の金額の 2 倍の額とします。また、利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(イ) 演奏場所への入場料等がある場合

催物の内容により、第 15 条（演奏会における演奏に関する利用許諾）または第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の他の規定を適用し、算定するものとします。

(7) 野球、サッカー、バスケットボール、アメリカンフットボール、テニス、競馬等各種のスポーツの催物における演奏の場合

① 催物 1 日 1 回の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名 を超える場合
無料	900円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円	3,150円	3,600円
1,000円まで	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	13,500円
3,000円まで	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	15,000円
3,000円を 超える場合	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	16,500円

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

定員 入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名 を超える場合
無料	120円	180円	240円	300円	360円	420円	480円
1,000円まで	400円	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
3,000円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	2,000円
3,000円を 超える場合	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,200円

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が「5 分まで」の場合の金額の 2 倍の額とします。また、利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(8) 航空機、船舶、鉄道、バス等各種の交通機関における演奏の場合

本条第 1 項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

- (9) ディナーショーなどホテルの宴会場等の施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、または聞かせることを主たる目的とする催物における演奏の場合

- ① 催物 1 日 1 回（公演 1 回）あたりの使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席を 超える場合
5,000 円まで	9,000 円	14,000 円	18,000 円	23,000 円	27,000 円	36,000 円	45,000 円	63,000 円	81,000 円	99,000 円
10,000 円まで	11,000 円	17,000 円	22,000 円	28,000 円	33,000 円	44,000 円	54,000 円	76,000 円	98,000 円	119,000 円
15,000 円まで	13,000 円	20,000 円	26,000 円	33,000 円	38,000 円	51,000 円	63,000 円	89,000 円	114,000 円	139,000 円
20,000 円まで	15,000 円	23,000 円	29,000 円	37,000 円	44,000 円	58,000 円	72,000 円	101,000 円	130,000 円	159,000 円
20,000 円を 超える場合	5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の 20% の額を加算します。									

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

- (ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席を 超える場 合
5,000 円まで	630 円	950 円	1,260 円	1,580 円	1,890 円	2,520 円	3,150 円	4,410 円	5,670 円	6,930 円
10,000 円まで	760 円	1,140 円	1,520 円	1,900 円	2,270 円	3,030 円	3,780 円	5,300 円	6,810 円	8,320 円
15,000 円まで	890 円	1,330 円	1,770 円	2,220 円	2,650 円	3,530 円	4,410 円	6,180 円	7,940 円	9,710 円
20,000 円まで	1,010 円	1,520 円	2,020 円	2,530 円	3,030 円	4,040 円	5,040 円	7,060 円	9,080 円	11,090 円
20,000 円を 超える場合 5,000 円まで を増すごとに 加算する額	130 円	190 円	260 円	320 円	380 円	510 円	630 円	890 円	1,140 円	1,390 円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとします。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席を 超える場 合
5,000 円まで	260 円	390 円	520 円	650 円	780 円	1,040 円	1,300 円	1,820 円	2,340 円	2,860 円
10,000 円まで	320 円	470 円	630 円	780 円	940 円	1,250 円	1,560 円	2,190 円	2,810 円	3,440 円
15,000 円まで	370 円	550 円	730 円	910 円	1,100 円	1,460 円	1,820 円	2,550 円	3,280 円	4,010 円
20,000 円まで	420 円	630 円	840 円	1,040 円	1,250 円	1,670 円	2,080 円	2,920 円	3,750 円	4,580 円
20,000 円を 超える場合 5,000 円まで を増すごとに 加算する額	60 円	80 円	110 円	130 円	160 円	210 円	260 円	370 円	470 円	580 円

(ウ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が「5 分まで」の場合の金額の 2 倍の額とします。また、利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏の場合

① 催物 1 日 1 回あたりの使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を 超える 場合
1,000 円まで	5,400 円	8,100 円	10,800 円	13,500 円	16,200 円	21,600 円	27,000 円	32,400 円	37,800 円	54,000 円
2,000 円まで	6,500 円	9,800 円	13,000 円	16,200 円	19,500 円	26,000 円	32,400 円	38,900 円	45,400 円	64,800 円
3,000 円まで	7,600 円	11,400 円	15,200 円	18,900 円	22,700 円	30,300 円	37,800 円	45,400 円	53,000 円	75,600 円
3,000 円を 超える 場合	1,000 円までを増すごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の 20% の額を加算します。									

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を 超える 場合
1,000 円まで	360 円	540 円	720 円	900 円	1,080 円	1,440 円	1,800 円	2,160 円	2,520 円	3,600 円
2,000 円まで	440 円	650 円	870 円	1,080 円	1,300 円	1,730 円	2,160 円	2,600 円	3,030 円	4,320 円
3,000 円まで	510 円	760 円	1,010 円	1,260 円	1,520 円	2,020 円	2,520 円	3,030 円	3,530 円	5,040 円
3,000 円を 超える場合 1,000 円まで を増すごと に 加算する額	80 円	110 円	150 円	180 円	220 円	290 円	360 円	440 円	510 円	720 円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとします。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を超える 場合
1,000 円まで	150 円	230 円	300 円	380 円	450 円	600 円	750 円	900 円	1,050 円	1,500 円
2,000 円まで	180 円	280 円	360 円	460 円	540 円	720 円	900 円	1,080 円	1,260 円	1,800 円
3,000 円まで	210 円	330 円	420 円	540 円	630 円	840 円	1,050 円	1,260 円	1,470 円	2,100 円
3,000 円を 超える場合 1,000 円まで を増すごとに 加算する額	30 円	50 円	60 円	80 円	90 円	120 円	150 円	180 円	210 円	300 円

(ウ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が「5 分まで」の場合の金額の 2 倍の額とします。また、利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(11) その他の演奏の場合

第 1 項(1)ないし(10)以外の演奏の場合は、第 1 項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

2. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。
3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

【第 15 条（演奏会における演奏に関する利用許諾）、第 16 条（上演形式による演奏に関する利用許諾）、第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の備考】

- (1) 「定員」とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とします。
 - (ア) 1 人掛けの椅子席については設備されている数
 - (イ) 2 人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除して得た数
 - (ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を 1.5 m²で除して得た数
 - (エ) 立見席や野外地場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難い場合は、官公署等に届け出た数
- (2) 第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）(10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
- (3) 「入場料」とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価（消費税別。以下同じ。）をいいます。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料といいます。会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとします。
- (4) 総入場料算定基準額は、次により算出するものとします。
 - ① 入場料に定員数を乗じて得た額の 80%の額とします。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
第 15 条（演奏会における演奏に関する利用許諾） 及び 第 16 条（上演形式による演奏に関する利用許諾）	平成30年3月31日まで	800 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 80%の額
		800 万円を超える場合	800万円を超える額の50%の額に 640 万円を加算した額
		3,000 万円を超える場合	3,000万円を超える額の20%の額に 1,740 万円を加算した額
第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾） 第 1 項 (1)	平成30年3月31日まで	400 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 80%の額
		400 万円を超える場合	400万円を超える額の40%の額に 320 万円を加算した額
		800 万円を超える場合	800万円を超える額の15%の額に 480 万円を加算した額

- ② ①にかかわらず、第15条または第17条第1項(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
第15条（演奏会における演奏に関する利用許諾）	平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の35%の額に400万円を加算した額
		3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の15%の額に1,170万円を加算した額
第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）(1)	平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額
		400万円を超える場合	400万円を超える額の25%の額に200万円を加算した額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の10%の額に300万円を加算した額

- (5) 第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）第1項(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額（いずれの名義をもってするかを問いません。）をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとします。

第17条第1項(9)を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージまたは席料+ショーチャージ
	定額料金 (飲食代金に種別がなく、1種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とします。)
第17条第1項(10)を適用する場合	平均入場料 (飲み物付きまたは飲食物付きを含みます。)

- (6) 第17条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の規定を適用する場合において、同条第1項(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏（以下「レコード演奏」といいます。）が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とします。

- (7) 第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）第 1 項(1)①(ア)の規定の 4%は、平成 30 年 3 月 31 日までは 3.5%と読み替えるものとします。
- (8) 第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）(1)①(ア)(a)の規定の 0.4%は、平成 30 年 3 月 31 日までは 0.35%と読み替えるものとします。
- (9) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第 15 条（演奏会における演奏に関する利用許諾）及び第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。
- (10) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第 17 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾）の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。

第 18 条 （ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾）

1. ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の利用許諾の使用料は、原則として 1 演奏場所または 1 上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
- (1) 月額使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

① 社交ダンス教授所の場合

ダンス教師の数	30 分間の教授料 (消費税別。以下同じ。)	月額使用料	30 分間の教授料 が 3,000 円を超 える場合
1 人～3 人	1,000 円まで	3,000 円	1,000 円までを 超えるごとに、 「3,000 円まで」 の場合の使用料 に、「1,000 円ま で」の場合の使用 料の 50%の額を 加算します。
	2,000 円まで	4,500 円	
	3,000 円まで	6,000 円	
4 人～6 人	1,000 円まで	5,000 円	
	2,000 円まで	7,500 円	
	3,000 円まで	10,000 円	
7 人～9 人	1,000 円まで	7,000 円	
	2,000 円まで	10,500 円	
	3,000 円まで	14,000 円	
10 人～12 人	1,000 円まで	10,000 円	
	2,000 円まで	15,000 円	
	3,000 円まで	20,000 円	
12 人を超える場合	ダンス教師の数が 3 人までを超えるごとに、「10 人～12 人」の場合の使用料に、「1 人～3 人」の場合の使用料を加算します。		

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所の場合

面積	30分間の教授料	月額使用料	30分間の教授料が3,000円を超える場合
60m ² まで	1,000円まで	6,000円	1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の20%の額を加算します。
	2,000円まで	8,000円	
	3,000円まで	9,000円	
120m ² まで	1,000円まで	9,000円	
	2,000円まで	11,000円	
	3,000円まで	13,000円	
180m ² まで	1,000円まで	12,000円	
	2,000円まで	15,000円	
	3,000円まで	17,000円	
240m ² まで	1,000円まで	15,000円	
	2,000円まで	18,000円	
	3,000円まで	21,000円	
300m ² まで	1,000円まで	18,000円	
	2,000円まで	22,000円	
	3,000円まで	26,000円	
300m ² を超え900m ² までの場合	150m ² までを増すごとに、「300m ² まで」の場合の使用料に、「60m ² まで」の場合の使用料を加算		
900m ² を超える場合	900m ² までの場合の使用料に、「300m ² まで」の場合の使用料を加算します。		

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

30分間の教授料 面積	30分間の教授料				20,000円を超える場合5,000円までを増すごとに加算する額
	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	
60m ² まで	90円	110円	130円	150円	20円
120m ² まで	140円	170円	200円	230円	30円
180m ² まで	180円	220円	260円	290円	40円
240m ² まで	230円	280円	330円	370円	50円
300m ² まで	270円	330円	380円	440円	60円
450m ² まで	360円	440円	510円	580円	80円
600m ² まで	450円	540円	630円	720円	90円
750m ² まで	540円	650円	760円	870円	110円
900m ² まで	630円	760円	890円	1,010円	130円
1,125m ² まで	720円	870円	1,010円	1,160円	150円
1,500m ² まで	900円	1,080円	1,260円	1,440円	180円
2,250m ² まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020円	260円
3,000m ² まで	1,620円	1,950円	2,270円	2,600円	330円
3,000m ² までを超える場合	1,980円	2,380円	2,780円	3,170円	400円

- ② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとします。

30 分間の 教授料 面積	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000円を超える場 合5,000円までを増 すごとに加算する額
60 m ² まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
120 m ² まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
180 m ² まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
240 m ² まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
300 m ² まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
450 m ² まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
600 m ² まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
750 m ² まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
900 m ² まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
1,125 m ² まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,500 m ² まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
2,250 m ² まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
3,000 m ² まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
3,000 m ² までを 超える場合	800 円	960 円	1,120 円	1,280 円	160 円

- ③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、①の使用料の 60%の額とします。
- ④ 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、利用時間が「5 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
2. ダンス教室等における演奏等については、さらに以下の事項を定めるものとします。
- (1) 「ダンス教師の数」とは、当該施設において対価（名目のいかんを問いません。）を得てダンスを教授する者の総数をいいます。
- (2) 本項(1)に該当する者で、1 日の勤務時間を問わず週 4 日以上勤務をする者についてはその人数を 1 人と、週 3 日以内勤務をする者については 0.5 人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とします。なお、1 人に満たない端数が出た場合は、切り上げとします。
- (3) 「面積」とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
- (4) 「30 分間の教授料」とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの（消費税別）で、1 教程に支払う対価を 30 分の割合にした料金をいいます。なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とします。
3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。
4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第 19 条 (ビデオグラムの上映に関する利用許諾)

1. ビデオグラムにより著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、第 16 条(上演形式による演奏に関する利用許諾)ないし第 18 条(ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 電気通信設備を用いて行う上映
CCTV(閉回路テレビ)等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとします。
 - ① 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入(利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入(消費税別)をいいます。)の1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。当該算定が困難な場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - (2) その他の上映
(1)以外の場合の上映使用料は、第20条(映画上映に関する利用許諾)第1項(1)の規定に定める使用料を適用します。
2. ビデオグラムの上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「ビデオグラム」とは、第5条(ビデオグラムに関する利用許諾)の規定により著作物を録音したものをいいます。
 - (2) 第1項(1)①の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとします。
 - (3) 第1項(1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、第1項(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。
 - (4) 第1項(2)の規定で準用する第20条(映画上映に関する利用許諾)(1)の規定に定める使用料の適用にあたっては、次のとおりとします。
 - ① 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とします。
 - ② 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなします。また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなします。
 - (5) 第1項(2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、第1項(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定めるものとします。
3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。
4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理す

る著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第 20 条 （映画上映に関する利用許諾）

1. 映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 映画 1 本上映 1 回について、下表のとおりとします。(ただし、(2)、(3)または(4)による場合は除きます。)

定員数	類別		一般娯楽	その他
	入場料			
500 名未満	150 円未満		400 円	120 円
	300 円未満		600 円	180 円
	300 円以上		800 円	240 円
1,000 名未満	150 円未満		600 円	180 円
	300 円未満		800 円	240 円
	300 円以上		1,200 円	360 円
1,500 名未満	150 円未満		800 円	240 円
	300 円未満		1,200 円	360 円
	300 円以上		1,600 円	480 円
1,500 名以上	150 円未満		1,200 円	360 円
	300 円未満		1,600 円	480 円
	300 円以上		2,000 円	600 円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとします。ただし、上映時間が月間 150 時間未満の場合は下表の金額の 50%、月間 50 時間未満の場合は下表の金額の 25%とし、(3)により契約の締結された映画及び(4)に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合、(4)により契約の締結された映画の上映時間はこの上映時間に算入しないものとします。

定員数	類別		定員 1 名あたりの月間上映使用料			
	入場料		劇映画(ニュース映画、文化映画を併映する場合を含みます。)	ニュース映画だけを上映する場合	文化映画だけを上映する場合	ニュース映画と文化映画とだけを上映する場合
500 名未満	150 円未満		4 円	0.4 円	1.2 円	0.8 円
	300 円未満		6 円	0.6 円	1.8 円	1.2 円
	300 円以上		8 円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
1,000 名未満	150 円未満		6 円	0.6 円	1.8 円	1.2 円
	300 円未満		8 円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
	300 円以上		12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
1,500 名未満	150 円未満		8 円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
	300 円未満		12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
	300 円以上		16 円	1.6 円	4.8 円	3.2 円
1,500 名以上	150 円未満		12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
	300 円未満		16 円	1.6 円	4.8 円	3.2 円
	300 円以上		20 円	2.0 円	6.0 円	4.0 円

(3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりとします。

① 著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間 \ 類別	一般娯楽	その他
1分まで	2,500円	1,000円
1分を超え5分まで	10,000円	4,000円
5分を超え10分まで	15,000円	6,000円
10分を超え20分まで	20,000円	8,000円
20分を超える場合	10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

② 著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間 \ 類別	イベント収録	
	演奏会	演奏会以外
1分まで	3,500円	2,500円
1分を超え5分まで	14,000円	10,000円
5分を超え10分まで	21,000円	15,000円
10分を超え20分まで	28,000円	20,000円
20分を超える場合	10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」といいます。）が、会員たる組合の組合員のための映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき本項(3)の各表の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとします。

2. 映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- (1) 「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいいます。
- (2) 「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「その他」とします。
- (3) 「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。

- (4) 「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送を含みません。
- (5) 上映における広告映画及び総上映時間 60 分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとします。
- (6) 第 1 項(1)及び(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。）をいいます。
- (7) 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。
- (8) 第 1 項(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 50%を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とします。
- (9) 第 1 項(1)及び(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とします。
- (10) 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者との協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。

3. 利用者から、当該上映における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第 21 条 （BGM に関する利用許諾）

1. 有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽（BGM）として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

- (1) 1 施設における使用料は下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

- ① 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500 m ² まで	6,000 円
2	1,000 m ² まで	10,000 円
3	3,000 m ² まで	20,000 円
4	6,000 m ² まで	30,000 円
5	9,000 m ² まで	40,000 円
6	9,000 m ² を超える場合	50,000 円

② 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100 人まで	6,000 円
2	200 人まで	10,000 円
3	300 人まで	20,000 円
4	400 人まで	30,000 円
5	500 人まで	40,000 円
6	500 人を超える場合	50,000 円

(2) 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽（BGM）の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入（消費税別）の1%に著作物利用率を乗じて得た額とします。

2. BGM については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- (1) 「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。
- (2) 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第 38 条第 1 項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。
- (3) 「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。

3. 利用者から、当該 BGM 利用における全使用著作物数及びイーライセンスが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるイーライセンスが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはイーライセンスが合理的に定める率とします。

第 22 条 （使用料規程が適用できない場合）

本規程の第1条ないし第21条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経た日以降（平成 28 年 3 月 31 日）から実施する。

以上